

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年11月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年11月から45年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私が昭和45年11月に結婚した際、義父母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は滞りなく納付してくれていた。一緒に納付していた夫は全期間納付となっているのに、私の申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として、昭和45年11月頃に払い出されていることが推認され、当該払出時点で申立期間①は過年度納付可能な期間である。

また、申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父母は、制度発足当初から国民年金に加入し、60歳到達時まで国民年金保険料を完納している上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として昭和47年2月頃に払い出されていることが推認され、当該払出時点で、42年12月から44年12月までを第1回特例納付、及び45年1月から46年3月までを過年度納付していることが確認できることから、申立人の義父母及び夫婦の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえ、5か月と短期間である申立期間①についても過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人及びその夫の国民年金被保険者名

簿から納付日が確認できる申立期間②直前の昭和 47 年 2 月から同年 12 月までの期間について、全て同一日に納付していることが確認できる上、申立人の夫は申立期間②の国民年金保険料を納付済みであることから、上記申立人家族の納付意識の高さを踏まえると、申立人の当該期間に係る国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの期間については、当初オンライン記録では未納となっていたところ、申立人の国民年金被保険者名簿により当該期間の納付記録が確認できたことから、平成 22 年 8 月 2 日に当該期間を納付済みとする記録訂正が行われており、申立人の年金記録について行政側の記録管理が適切に行われていたとまでは言えない状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 819

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、区長の勧めにより国民年金に加入し、国民年金保険料は、他の税金と共に納税組合を通して納付していた。毎月、区長が集金に来て納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 24 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、制度発足当初から 60 歳到達時までの国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金保険料は、毎月、納税組合を通じて納付していた。」旨主張しているところ、申立期間当時、申立人と同地区の住民は、国民年金保険料を完納している上、同人は、「申立期間当時、納税組合が集金しており、報奨金もあったので、納税組合で納付していれば、納付漏れや納付忘れがあったとは考えられない。」と証言していることから判断すると、申立人についても、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成20年度賃金台帳及びB市が発行した21年度市民税・県民税所得・税額証明書の記録から、申立人は、平成20年6月30日にA社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係

る厚生年金保険料の控除額から、7万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を11万1,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を13万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年6月30日

私は、両申立期間に係る賞与支給明細書を所持しており、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、両申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する賞与支給明細書、事業所が保管する申立人に係る平成19年度及び20年度賃金台帳の記録から、申立人は、19年12月10日及び20年6月30日にA社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は 11 万 1,000 円、申立期間②は 13 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 26 日に、事業主が両申立期間同時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成20年度賃金台帳及びB町が発行した平成21年度所得・課税証明書の記録から、申立人は、平成20年6月30日にA社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係

る厚生年金保険料の控除額から、6万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を7万7,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年6月30日

両申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、両申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成19年度及び20年度賃金台帳及びB市が発行した20年度及び21年度市県民税(所得・税額)証明書の記録から、申立人は、平成19年12月10日及び20年6月30日にA社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認め

られる。

また、両申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は7万7,000円、申立期間②は16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が両申立期間同時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成 20 年度賃金台帳及びB市が発行した21 年度市民税・県民税所得・税額証明書の記録から、申立人は、平成 20 年 6 月 30 日にA社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係

る厚生年金保険料の控除額から、14万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 1029

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月18日から同年6月1日まで

私は、A社に入社し、昭和45年1月から同年5月末までの期間において同社B工場（適用事業所名は、A社）で研修を受けた後、同社C製造所（後に、A社に統合）に異動した。

A社に継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社B工場から同社C製造所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年4月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和51年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、私が A 社において勤務していた申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額に比べて低く記録されていることが分かった。

私の給与は申立期間において 36 万円であったので、給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 20 日までの期間は 11 万円と記録されているが、当該記録のうち 63 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者の資格取得及び同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は当初 15 万円と記録されていたところ、同年 12 月 12 日付けで 11 万円に遡及して訂正されていることが確認できる上、同事業所の被保険者整理番号 1 番から 46 番までの厚生年金保険の被保険者のうち、申立人を含む 37 人について、上記と同様の記録訂正の

事務処理が確認できる。

また、前述の 37 人のうち、当時の給与明細書及び市民税・県民税特別徴収税額通知書を所持している同僚は、昭和 63 年 6 月 1 日の資格取得時においては 12 万 6,000 円の標準報酬月額に相当する給与を受けていたことが確認できるが、同人に係るオンライン記録では、厚生年金保険被保険者の資格取得時における標準報酬月額は当初 9 万 8,000 円と記録されていたものが、同年 12 月 12 日付けで当該標準報酬月額を遡って 6 万 8,000 円とする訂正処理が行われた後、平成元年 10 月に 7 万 2,000 円、同年 12 月に 8 万円に改定されていることが確認できる一方、前述の給与明細書からは、上記期間を通じて訂正前の資格取得時の標準報酬月額である 9 万 8,000 円に基づく保険料額が事業主により給与から引き続き控除されていたことが確認又は推認できる。

これらのことから、申立人についても、申立期間を通じて、昭和 63 年 4 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得をした当初の標準報酬月額である 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、申立期間に係る標準報酬月額については、15 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る報酬月額訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額訂正届を提出しており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、年金事務所は、昭和 63 年 12 月 12 日の遡及訂正処理について、「既に書類等は廃棄されているが、事業所より昭和 63 年 12 月初旬に資格取得時の報酬訂正と算定基礎届訂正書類の提出があり、同年 12 月 12 日に処理されたものと考えられる。」、「当該事業所に係る保険料滞納処分の有無については、平成 3 年度の滞納処分票から平成 2 年 11 月分保険料から滞納していた事跡が確認できるものの、それ以前については資料が残っておらず不明。」と回答しているところ、申立人の同僚らは、「A 社は厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 4 月当時においては集客状況もよく、経営状態は悪くなかった。」と供述しており、申立期間当時において A 社が厚生年金保険料を滞納していた事情はうかがえないことから、当該標準報酬月額の減額訂正について、社会保険事務所による不適切な遡及訂正があったとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間、平成3年12月及び4年1月、4年9月及び同年10月並びに5年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

また、昭和52年4月から同年7月までの期間、平成2年3月、3年3月、4年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

さらに、平成8年4月から同年8月までの国民年金保険料については、申請免除していたものとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで
② 昭和52年4月から同年7月まで
③ 平成2年3月
④ 平成3年3月
⑤ 平成3年12月及び4年1月
⑥ 平成4年3月
⑦ 平成4年9月及び同年10月
⑧ 平成5年3月
⑨ 平成8年4月から同年8月まで

私は、昭和50年4月の結婚を契機に、自分で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、平成4年度まで付加保険料を含め、未納がないように保険料を納付してきたので、申立期間①、⑤、⑦及び⑧が未納、並びに申立期間②、③、④及び⑥が定額保険料のみの納付となっていることに納得できない。

また、申立期間⑨は免除申請をしたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和50年4月の結婚を契機に、自分で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、平成4年度まで付加保険料を含めて納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、厚生年金保険の

資格喪失日である昭和 50 年 4 月 1 日を資格取得日として、52 年 8 月 31 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、申立期間①は、その際に国民年金の資格取得日が遡及したための未納期間であり、当該期間は申立人の元夫も未納である上、申立人から国民年金加入時に国民年金保険料を一括納付した旨の主張も無い。

また、申立期間②について、前述の被保険者名簿によると、申立人は定額保険料のみを納付した記録となっているところ、同時に加入した申立人の元夫も当該期間の付加保険料は未納である上、制度上、付加保険料は申出を行った日の属する月以後の各月について納付することができるため、当該期間の付加保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間③、④及び⑥については、申立人に係るオンライン記録から、定額保険料のみを過年度納付していることが確認できるところ、制度上、付加保険料は過年度納付することができない上、申立人の元夫に係る申立期間④についても、申立人と同日に定額保険料のみを過年度納付していることが確認できるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間⑤、⑦及び⑧については、平成 3 年度以降に申立人及び元夫の保険料納付状況に相違が見られ、同時期に申立人の元夫に保険料未納期間が散見されることから、当該期間の国民年金保険料が付加保険料を含め、納付されたとは考え難い。

そのほか、申立人が、申立期間①、⑤、⑦及び⑧に係る付加保険料を含めた国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②、③、④及び⑥に係る付加保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間の国民年金保険料及び付加保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人及び元夫は、平成 5 年度から 7 年度までは同様に免除申請（申請日同一）していることがオンライン記録から確認できるところ、申立期間⑨については、免除申請日が平成 8 年 10 月 30 日と記録されており、申請免除は、制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの期間について承認期間とすることから、申立期間直後の 8 年 9 月から 9 年 3 月までが申請免除期間と記録されていることに事務処理上の不自然さは見受けられない。

また、平成 5 年度から 7 年度まで申立人と同様に免除申請していた申立人の元夫についても、8 年度以降に申請免除の記録は確認できず、国民年金保険料は未納と記録されている。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたもの、又は申請免除されていたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 821

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 63 年 9 月まで

私は、A 市役所に勤めていた母に勧められて、結婚した昭和 42 年 6 月頃、嫁ぎ先の B 市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。

申立期間は、A 市の実家で暮らしていた時期で、国民年金保険料は未納にならないよう気を付けながら A 市役所 C 支所で納付していた。

申立期間が長期の未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、39 か月と長期間である上、申立人に係るオンライン記録によると、申立期間以外にも申立期間の前後に 11 か所の国民年金保険料の未納期間が散見される。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 822

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から11年12月まで
私は、国民年金保険料として23万円くらいの督促状が届いたので、分割で毎月納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料として23万円くらいを分割で毎月納付した。」旨主張しているところ、申立期間に係る国民年金保険料額は30万4,900円となり、申立人の主張する納付額とは相違する。

また、申立人が所持している申立人の日記には、「平成14年2月26日 年金13,300」、「3月27日 年金2回分26,600」、「4月22日 年金13,300」、及び「5月14日 年金13,300」と合計5か月分の国民年金保険料について納付したことを示す記載が確認できるところ、当該納付によりオンライン記録では「納付済み期間4か月」と「還付1か月」と記録されており、申立人が納付した国民年金保険料が漏れなく収録されてことが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料については、納付していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和48年4月か5月頃、A市B支所で国民年金に加入した。

その際、職員に「今なら2年間遡って国民年金保険料を掛けられます。」と言われたので、2年間分を2回に分けて納めたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金受付処理簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和42年7月27日を資格取得日として53年6月以降に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「昭和48年頃、国民年金保険料を2年間遡って2回に分けて納付した。」旨主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、上記手帳記号番号払出直後の昭和53年7月20日に昭和51年度分の保険料を、53年8月12日に52年度分の保険料をそれぞれ一括して過年度納付していることが確認できることから、申立人が納付した時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 824

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から53年3月まで
私は、結婚した昭和49年3月頃に義母から国民年金への加入手続をしてもらい、保険料は義母又は夫が、夫と私の二人分を市役所で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年3月頃に義母から国民年金の加入手続をしてもらい、保険料は義母又は夫が、夫と私の二人分を市役所で納付していた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和49年3月1日を資格取得日として53年7月頃に払い出されていることが推認され、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立人の義母は既に死亡している上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も病気のため聴取することができず、申立人の国民年金の加入手続及び納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 825 (事案 755 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年3月までの期間、63年頃及び平成13年4月から14年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から52年3月まで
② 昭和63年頃
③ 平成13年4月から14年8月まで

私は、夫と同居を始めた昭和51年3月から、夫の国民年金保険料を地区の婦人会を通じて納付してきた。私は自分の国民年金保険料は一切納付していないにもかかわらず、申立期間①について、私は納付済みになっている一方で、夫の保険料が未納となっている。夫の分として納付した国民年金保険料が間違っ私の分として記録されていると思う。

申立期間②については、平成になる前の昭和63年頃、一括して15万円くらいの国民年金保険料を信用金庫の職員に預けて納付したことを覚えている。

申立期間③については、送られて来た納付書で毎月定期的に銀行から納付していた。

申立期間①、②及び③が納付済みとなっていないことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が昭和37年9月から52年3月までの期間について、「私の国民年金は、母が昭和37年頃に加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。」旨主張して行った申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録によると、申立人の当該手帳記号番号は、A県B町において、48年11月頃に払い出され、20歳到達時まで遡って資格取得

していることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、B市で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii)申立期間は175か月と長期間であるとともに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月10日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、前回の申立期間の一部である昭和51年3月から52年3月まで（以下「申立期間①」という。）について、前回とは異なり、「私は、夫と同居を始めた昭和51年3月から、夫の国民年金保険料を地区の婦人会を通じて納付してきた。私は自分の国民年金保険料は一切納付していないにもかかわらず、申立期間①について、私は納付済みになっている一方で、夫の保険料が未納となっている。夫の分として納付した国民年金保険料が間違っ私に分として記録されていると思う。」旨主張し、再度申立てをしている。

しかしながら、申立人の妻の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①前後において、申立人の妻が国民年金の住所変更及び氏名変更手続等を適切に行っていることが確認できることから、申立期間①当時において、国民年金保険料の納付意思を有していなかったとは考え難い上、納付記録欄も納付済みとなっていることが確認できる一方で、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①に係る納付記録欄は未納となっていることが確認できることから、申立人の妻が主張するような、行政上の事務処理誤り等により双方の納付記録が入れ違いとなった状況は見受けられない。

- 2 申立期間②については、申立人の妻は、「平成になる前の昭和63年頃、一括して15万円くらいの国民年金保険料を信用金庫の職員に預けて納付したことを覚えている。」旨主張しているところ、昭和63年当時、申立人は国民年金の未加入期間であることから、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料の納付時期、納付期間及び納付額等の記憶が曖昧である。
- 3 申立人の妻は、申立期間③について、「送られて来た納付書で毎月定期的に銀行から納付していた。」旨主張しているものの、当委員会の調査に対して、「私が所持している手帳に夫の国民年金保険料を納付したことを示す記載があるが、見せることはできない。」と回答するなど、申立期間③における申立人の国民年金の納付状況等が不明である。
- 4 申立期間①、②及び③当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月、53年3月から55年11月までの期間及び56年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月
② 昭和53年3月から55年11月まで
③ 昭和56年7月から61年3月まで

私は、会社を退職した時に国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和55年11月以降に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿から、申立人が同年12月16日を資格取得日として国民年金に任意加入し、56年7月22日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人は、「自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、B市は、「昭和49年4月から納付書での納付方式に変更しており、昭和49年度以降集金人制度は設置していなかった。」旨回答しており、申立人の主張と当時の事務処理には相違している点が見受けられる。

さらに、申立期間①、②及び③当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、当該

期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで
私が昭和 61 年 11 月に A 社に入社したときの給与額は、以前勤務していた B 社における給与額より高額であったと記憶している。

申立期間において実際に支給されていた報酬月額は 24 万円から 26 万円までの金額であったので、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、A 社は、平成 13 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答を得られないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、当該同僚らは当時の給与明細書等を保管していない上、給与から控除された厚生年金保険料額が当該被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額であったか否かは不明である旨回答している。

さらに、前述の被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と年齢の近い同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同じ水準であること、又は申立人が主張する標準報酬月額より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は認められない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されたなど不自然な形跡も無い。

このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私がA社に勤務した昭和45年5月1日から46年6月1日までの期間のうち、45年8月1日から46年6月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

また、昭和46年6月1日から48年9月1日までの期間において、引き続きB社に勤務したが、同社における46年10月1日から48年9月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人に照会したが、そのうちの一人から、「私は申立人と申立期間①において一緒に勤務していたと記憶しているが、申立人が退職した時期については記憶していない。」との供述が得られただけであり、申立人は同社に勤務していたことはいかがえるものの、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も居所不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、申立人は、「B社には同社が営業を開始したときから勤務したと思

う。」旨供述しているところ、B社に係る商業登記簿謄本によれば同社の設立年月日は昭和45年10月16日と記載されていることから判断すると、申立期間①のうち同日以降の期間について、申立人が同社に勤務していた可能性が考えられるが、事業所名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは46年6月1日であり、当該期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

2 申立期間②について

申立人の供述及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、「私がB社に入社した昭和48年4月において、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているが、申立人がいつ退職したかは記憶していない。」と供述していることから判断すると、申立人は期間を特定することはできないものの、申立期間②のうち、少なくとも昭和48年4月まで同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も居所不明であることから申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和46年10月1日と記録されているところ、48年4月に入社したとする前述の同僚と一緒に勤務したことを記憶しているとして挙げた数人の同僚について、申立人同様、当該資格喪失日に近接する時期において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

さらに、当該同僚は、「当時、B社では弁当を毎日約1,000食分製造していたので、従業員は約20人いた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において申立期間②に継続した厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは一人であることなどから判断すると、B社においては、従業員について必ずしも全ての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

3 このほか、両申立期間について申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月1日まで

私は、当時の営業部長から誘われてA社に平成8年4月1日に入社し、9年3月31日までの期間において勤務したが、8年4月1日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

当該事情については当該営業部長のほか当時の取締役であった者が知っているはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立期間当時においてA社の営業部長であったとされる取締役(後のA社の代表取締役)の回答などから判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の取締役は、「従業員を雇用するに当たって、試用期間中は厚生年金保険や雇用保険に加入させておらず、保険料控除もしていなかった。」と回答しているところ、A社の事務書類を引き継いでいるとするB社が保管している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」に記載されている申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録において、申立人はA社に平成8年6月1日に資格を取得し、9年3月31日に離職した旨記録されており、当該記録は申立人のオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚は、A社に入社してからの一定期間について

厚生年金保険に加入していない期間があった旨回答しており、当該同僚らが供述する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致しない事実が認められることなどから判断すると、同社は必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、前述のB社は、「当時の資料が無く、不明であるが、申立期間は試用期間中であり届出を行っておらず、保険料控除を行っていなかったと思われる。」と回答している上、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできない。

ちなみに、申立人が事情を知っているとして名前を挙げた別の取締役については、照会に対する回答が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとを認めることはできない。